

交第 1 号議案

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

1 改正の内容

「横浜市交通事業の設置等に関する条例」(以下「設置条例」という。)における法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する金額を、「3,000,000 円」から「5,000,000 円」に改正します。

2 改正の理由

市長専決処分事項指定の件について、議会の議決を要する損害賠償の額の決定等が改正され、令和 2 年 2 月 21 日に施行されました。

この改正の趣旨を踏まえて、設置条例における議会の議決を要する損害賠償の金額を引き上げるため、設置条例の一部改正を行います。

3 改正条例の施行期日

公布の日から施行

参考 1

横浜市交通事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等) 第 7 条 交通事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定 ア 交通事故によるもの 自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに定める保険金額 イ 交通事故以外によるもの <u>3,000,000 円</u> (3) 省略	(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等) 第 7 条 交通事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定 ア 交通事故によるもの 自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに定める保険金額 イ 交通事故以外によるもの <u>5,000,000 円</u> (3) 省略

参考 2

根拠法令の条文

(1) 地方公営企業法 第 40 条第 2 項

(地方自治法の適用除外)

第四十条

省略

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに 法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定 については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。

(2) 地方自治法 第 96 条第 1 項第 13 号

(議決事件)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

省略

- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。